

# 鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

## (第9回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 7 月 30 日 (月)		
開 会	午後 1 時 00 分	閉 会	午後 1 時 55 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、湯口史章、上紙光春、 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	桑田達也		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、太田縁、寺坂寛夫、砂田典男、 中村晴通、川瀬滋子、有松数紀、角谷敏男、谷口秀夫、寺垣健二、 入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏 庁 舎 整 備 局 主 任 : 宮崎 学 庁 舎 整 備 局 専 門 監 : 前田喜代和		
傍 聴 者	10 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 ( 報 道 )	日本海ケーブルネットワーク、朝日新聞、日本海新聞、建設工業新聞、		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午後1時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 失礼をいたします。それではただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会第9回目を開会をしたいと存じます。本日は桑田委員が所用のため欠席という報告をいただいております。今日はレジュメとそれから鳥取市庁舎耐震改修案の検証についてというペーパーを1枚提出をさせていただいております。

それでは、ただいまより議事の方へ入らせていただきますが、まず最初に前回の特別委員会の宿題になっております、伊藤委員からの団体意思に関する市執行部の見解ということをもまず最初に議題といたしたいと思っております。総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。失礼をいたします。羽場でございます。前回の宿題となっております伊藤議員からの御質問でございます。地方自治法96条、こちらの方で議会では条例を設け又は開発をすることということの定義がございますが、その中の逐条解説の中で議決されたものについては団体意思となるということで、市がやるべきではないかというような御質問だったというふうに思っておりますが、住民投票、これは条例で定められたものでございまして、この条例及び中身については、当然団体意思の決定という、その条例、議決になりました条例そのものにつきましては、団体意思の決定ということになるというふうに、私どもも理解しておりますが、ただ、この中にあります条文につきましては、住民投票の結果、これは尊重しなければならないという文言で条例の中の、失礼いたします、第16条で市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならないというふうに明記されてございまして、結果の受入れは議決による団体意思の決定ではないと、その尊重するという文言は団体意思ではございますが、それについて、それ以上のものについては、団体意思の決定ということはこの条例からは読み込めないということでございまして、議決条例の制定、条例に基づいて住民投票の結果が出たことによって、イコール市がやるべきものではないということではないというふうに、そこまでは読み切れないんじゃないかというふうに私どもは思っております。

また、特別委員会におきましても、そういったことを踏まえて、現在こういった検討がなされておるといふようなことでございますので、私どもとしては、その特別委員会での検討を踏まえて今後また最後につきましては、これからのことにつきましては、一緒になって検討していきたいというふうに考えておりますが、伊藤議員のおっしゃられた団体意思の決定で、即、市がやるべきということについてはちょっと私どもとはお考えか違うのかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい、ありがとうございました。途中までは良かったんですが、途中からとても変な答えに変わったなと思って聞きました。ちょっと確認をしたいと思っております。住民投票条例の中身、これについては議決をされたわけですから、団体意思になるということでもいいわけですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、羽場総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。議決になりましたこの住民投票条例、またこの中の条文についまし

ては当然、団体意思の決定だということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それで、結局、住民投票がそれに基づいて行われて結果が出ました。それで、その結果というものを尊重しなければならないということが16条に書かれてあると、それによって選択をした方向と言いますかね、耐震改修ということなので、それについては尊重しなければならないという条文に基づいて、結果の方を選択したのでそれは団体意思とかっていうことで縛られるものではないっていう解釈をされているっていう理解でよろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、羽場総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。条例第16条にございますとおりで、市議会及び市長はということで、市長は住民投票の結果を尊重しなければならないということで、住民投票のあった日以降、そういった住民投票の結果を尊重して今に至っているということでございますので、それ以上のものではないと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そこが全くわからないですが、尊重して耐震改修をすると、新築は断念すると、そうやって言われたのは市長なんですね。市長が表明されたわけですね。それで、さっき団体意思になるって言われたね、その住民投票条例の中身、これには1号が新築でしたね。2号の方が現在位置での耐震改修という、それが条例の中にちゃんと盛り込まれた条例案ですね。だから、それが団体意思になると言われたんだから、新築の案だったらそっち、耐震改修だったらこっちその両方も鳥取市の意思になるっていうことで、その上でのどちらを選択するかということの結果を尊重して耐震改修するって言われたわけだから、何でそこだけが切り離されて、団体意思にならないのか全くわからないんですけど、全然ちょっと、途中までの説明は本当に良かったんですけど、ちょっとそこから凄く何か変にすり替わった、何かすごくおかしいんですけどね、ちょっともうちょっとわかりやすく言っていただきませんか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、羽場総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。繰り返しになるかもわかりませんが、第16条に基づきまして、市長及び市議会は住民投票の結果を尊重して今に至っているということで、特別委員会を設けられて議会の方でも検討されておられます。市長の方もその住民投票の結果を尊重して、今に至っているということですから、同じベクトルを向いているわけだというふうに考えておりますので、ただ、現在は議会の方で、特別委員会の中で検討しておられるということですから、伊藤議員がおっしゃられるように市がやるべきだというようなところにつきましては、それはちょっと違うのかなと、議会と一緒にやるということであるのであればよろしいんですけども、議会はせずに市の方でやってくれというような伊藤委員の意見にはちょっと賛同できかねるところでございますけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 普段のいろいろ行政のやられているやり方と同じようにしていただきたいと言っているだけであってね、わかりますか。私の言い方が本当に変ならあれなんですけど、通常の業務やられていますよね、いろんな行政の仕事を鳥取市が執行機関として、市長も執行者と

してやられているわけじゃないですか、それと同じようにしてくださいって言うだけでね、今回の耐震、市庁舎整備の耐震改修案になりましたと、耐震改修をやって行くことになりましたと。このことだけが、市長の議会答弁聞いていてもわかるように議会に、なんていうのかな、押し付けとるって言うかね、議会が元々提案したのだからもっと中身を精査してくれみたいなようなことを言われているわけですよ。それは、通常の行政の仕事の在り方としてはあり得んことでしょう。私はそう思うから、そうやって市がやるべきだと言っているんですよ。うん。通常の市がやっていることと同じように、このことも扱ってくださいっていう、そのことを言いたいがためにわざわざ出さんでもいい地方自治法まで引っ張り出して話をしているわけですからね。だから、今、やられていることが、通常じゃないっていうことを私は言いたいですよ。だけど、通常だと言われたらいいことですか。

◆**橋尾泰博 委員長** 同じような質疑の応答になっておりますのであれです。委員長として聞かせていただいて、伊藤委員の言われることもよくわかります。それからまた羽場部長の言われる答弁もよくわかります。しかしながら、この市庁舎の問題については、議会で条例案を市民の皆様方に提案をし、耐震改修という方向性、結論を導き出していただいたということ、これは現実でございます。その中で特別委員会としても、この第2案の具体的な市長の言われる基本計画に向かっていく方針を出していただきたい、そのことを特別委員会としても受け止めて審議は尽くしております。しかしながら、耐震改修及び1部増築案、これは明確な方向性でございますので、特別委員会で審議するのはもちろんでございますけれども、その特別委員会の方向性が明らかにならないと、鳥取市が一切動けないんだということでもちょっといかなものかなという思いがしないわけではありません。

当然、その行く目的は一緒でございますので、市執行部並びに市庁舎整備局も、その20億の工事費を使って、なんとかいい形での耐震改修案を現実化していくということについては、同じ目的方向性でありますので、当然執行部側とこの特別委員会との議論、報告並びに議論これはあってしかるべきだというふうに思っておりますので、特別委員会の方向性がきちっと出ないと中々具体的な本当の議論には入れないだとかたくな態度ではなくして、もっと前向きに柔軟に、市民の皆さんの出された結論ですから、それをいかに仕上げるかっていうのが、お互いの共通の目的でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。伊藤委員、同じ質疑になりますので、この辺で切らせていただきたいと思ひますけれども、はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** はい。同じような繰り返しになるということで、委員長からありましたけれども、私は何でここにこだわるかって言いますと、鳥取市が地方自治法違反をしていると私は思っているんです。法に反していることをやっていると思っているんで、私は言うわけですよ。それと後ね、市民は住民投票で選択をしました。それで、その結果、耐震改修の方が多かったからね、市長もそれをくんで耐震でやると言われました。それで、市民は耐震改修を議会にやれと思って投票をしたわけではないですからね、あくまでも執行者は市長だという頭でそれぞれ皆さんが、新築、耐震改修って選択されたわけですから、やはりそこはしっかりと市長がやるべき仕事をやらない、やってないということを私はちょっとここで言わせていただきます。それで、これで納得したわけではありませんので。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。いいですね、これで切らせてもらって。言われるかな。はい、羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。また私も繰り返しになるかもわかりませんが、委員長さんがおっしゃられたように同じベクトルを向いていると思っていますので、その点はあれですし、全く関与していなというわけでもないですけども、ただいま特別委員会の方での議論が優先しておりますし、1次2次の特別委員会においても、そういった形で議会での議論を踏まえた執行部としての動きというようなものもありました。そういった現実も踏まえまして、現在特別委員会での検討事項を、これを尊重させていただいて、市としても一緒になってやって行きたいというふうに考えていますのでよろしくお願いをいたします。

◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは前向きにお願いをいたします。それで、この案件についてはここで終わらせていただきたいというふうに思います。それから次に、前回の第8回特別委員会におきまして、議題として上げておりました防災センターの考え方、前回委員の皆様方には資料をお渡しをいたしておきました。お目直しをしておいてくださいということも申し上げます。それでは、市庁舎整備局の方から、鳥取市の防災センターの基本的な考え方、将来的な方向、その説明をお願いいたします。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。庁舎整備局の亀屋でございます。お手元に鳥取市の新庁舎の建設の基本計画案、これを新築の関係で作っておるものでございます。その中で16ページ、17ページ、18ページと3ページにわたりまして防災機能、3の4防災機能というところに載せています。これにつきましては、鳥取市の防災機能について、どうあるべきかというようなことを新築の段階では、こうあるべき姿だということで掲載していただいたものでございます。ですから、考え方としては基本的にその耐震改修を行う場合においても、この防災機能についてはお互い通用するものであるという考え方でおります。その中では、災害、防災の対策拠点としての機能として、これ、施設の整備、それから災害対策本部こういったものの機能としての両面を持つという考え方でここには掲載しております。

そこで、まず構造的な計画としまして、災害に強い構造ということで、今回は耐震補強をすることによって建物を頑丈にするという前提で、ここには耐震対策としましては制震構造、免震構造、一般耐震と、こういった形の構造的な造りのものについて掲載しております。それから、安全性の目標といたしまして、これは国土交通省の関係がございしますが、これは官庁施設の総合耐震計画、こういうものが基準として上がっております。構造体といたしましては、大地震後、構造体の補修することなく、その建築物を使用出来る、いわゆる地震が起きても建物の中の構造が何も変わりなく通常通り使用できることを目標とするということ。それから、建築非構造部材、これは備品等ございますけども、こういったものが、大地震後に災害対応対策活動、それから被災者の受け入れの円滑な実施又は危険物の管理の上で必要となる建築非構造部材、こういったものの損傷、移動等が発生しない、こういうことを目標とするということ。それから、建築設備においても大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図られると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備、機能を相当期間継続できる。こういったことを目標に耐震、安全性を立てているというところでございます。これは構造部分に対する計画で

ございまして、それから設備、システムです。これはソフトの関係でございすけども、これにつきましては、現在も災害対策拠点としましての対策本部機能、これは今現在の本庁舎においても行っているわけでございすけども、これを継続していくという考え方でおります。

さらに総合支所等、本庁以外の庁舎がございすので、そういったものとの情報連絡、こういったものを強化していく上で、消防局こういったところのシステムを構築をして、情報の収集、それから災害の対応を迅速に出来るようなシステムを作り上げていこうじゃないかということで、この2つに分けて鳥取市における防災の安全性、機能を高めていこうということで、新築の場合は計画をしております。このことにつきましては、今後、耐震改修を行っていく上でも同じ考え方でやっていこうということでもあります。今回、耐震改修案におきましては、防災センター機能としまして500平方メートル、新第二庁舎にその機能を持たせるということで、面積的なものを確保しておられます。こういったものも、面積的な制限というのがあますけども、こういったものを構造体も含めて、機能を強化していくという考え方でおります。それと、その他の機能につきましては、住民サービスの機能とか、それから市民の交流機能、それから環境配慮、情報化、こういった機能というものは、市民、市役所業務といたしましてはございすけども、こういったものにつきましては、現状維持、現在行っております内容を現状維持していくという形で今のところは考えております。こういったことで機能面については、今後基本設計、実施設計をやっていく段階でその確定した、その第二庁舎、それから2階部分の出っ張りの部分ですね、本庁舎の。こういったところの組織の見直しをしたりということは、設計段階で考えていきたいと思っております。以上でございす。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、市の考え方を聞かしていただいたわけでございます。皆さんにもその資料の中身もよく読んでいただいていると思っておりますので、今の説明を含めて、御質問等がございましたらお願いをしたいと思います。どなたからでも結構です。御質問がないようございすけれども、今、防災機能に関して構造計画、耐震安全性の目標、設備のシステム、災害対策本部機能と4項目についてまとめてございす。この考え方は、新築であれ、耐震改修であれ、向かっていく姿勢、方向は1つであろうというふうに思いますし、今、市庁舎整備局長の方から、具体的には基本設計の段階で具体的な詰めをやりたいということの報告でございました。こういう防災センターと言いますか、防災機能の設備については、この方向性を各委員とも御了解をいただいた形に統一をさせていただいて、次の基本設計に入った段階で、もっと具体的な提案が執行部の方から出てくるかと思っておりますので、その折にもっと細部について検討を重ねていきたいとこのように思いますが、いかがでございすでしょうか。よろしゅうございすか。はい。それでは、防災センターの考え方については、以上とさせていただきます。

それでは、本日の特別委員会のレジュメに書いてございす耐震改修案等の検証作業についてということを経験にいたしたいと思っております。前回の特別委員会の中で、この20億の検証を進めていく上で、皆さんの御意見を聞かせていただきましたら、多くの委員の皆様方から随意契約という形態でこの20億の検証作業を進めていってはどうかという意見が多くを占めました。先ほどの伊藤さんの団体意思の確認がございましたので、決議ということまではいたしており

ません。ただ、執行部の方に対して、執行部と言うか、これは議会ですね、議会の方に宿題という形で、仮に随意契約という方向で進んでいく場合に、どのような調査業務をまとめていかないといけませんし、それから、随意契約をしていく段階で、どの業者の方をお願いをするのか、あるいはどの程度の期間がかかるのか、あるいはどの程度の予算が必要となってくるのか、いろいろ検討課題もあるので、その点については準備をして、今日の特別委員会に提案をしていただきたいということにいたしております。今日の皆様方にお配りしているペーパーに、鳥取市庁舎耐震改修案の検証についてというペーパーをお渡しいたしております。この件について、これは次長の方ですかいな。はい。勝井次長の方から説明をお願いいたします。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** はい。議会事務局の勝井でございます。今日お配りしております鳥取市庁舎耐震改修案の検証についてということで説明をさせていただきます。まず、検証の主体というようなことでございますが、前特別委員会の最終報告の中で、現本庁舎の改修等に当たっては、これから検討すべき事項が多く残されており、今後も調査研究を続ける必要があるというような報告をさせていただいております。また、今回の鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会におきまして、山本参考人に2回来ていただきまして説明を受けました。住民投票条例第2条第1項第2号の内容につきまして説明をいただきましたけれども、さらなる検証が必要ではないかというような意見も出ております。今回の場合ですが、地方自治法の第100条の2、これは専門的知見の活用ということになります。この条項に基づきまして、鳥取市議会としまして耐震改修案の内容を検証するための調査業務を依頼するのが妥当ではないかというように考えております。

また依頼先につきましては、本特別委員会で選定をいたしまして本議会で議決により決定されるものでございます。先ほどの、委員長の方から相手方というようなことで話がありましたが、今の段階では決まっておりませんが、第三者の選定要件といたしましては業務内容を確実に遂行できる専門家でありますとか、あるいは業務遂行能力の担保の面から複数候補者の中から選定するのがよろしいかというように考えております。以上でございます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、次長の方から検証の主体という、今回業務を発注する理屈、それから業者の選定の要件、この説明がございました。現実の問題として、我々特別委員会の委員が業者を選定していくということもたいへん難しい作業になってくるかと思いますが、今その業者を決める、それからその次には特別委員会として、言えば調査業務の仕様書と言いますか、こういう中身までという仕様書ですね、そういうものを作らないと業者の方もそれに合わせて積算であるとか、資料の提出というのは難しいということになってまいります。また、この件に関しては予算が絡んでくることとございますから、後日予算取りをいたしまして、本議会を招集し、またこの本議会で議決、承認をしていただくという作業に入ってくるかと思っております。この件について、次長、どうですか、どれくらいの期間が必要になるとかということとはわかりませんか、今。

○**勝井節朗 市議会事務局次長** ちょっと今の段階では、相手方も決まっておりませんし、ちょっとはっきりとは言えない段階でございます。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、次長の方から業者の選定の要件の中で、

業務内容を確実に遂行できる専門家、それから、業務遂行能力の担保の面から複数候補者の中から選定をするという2つの要件を出していただいたわけですが、この2つの要件を1つにまとめていくという作業が必要になってきますが、委員の皆さんの方で、こういう方式で取り組んでいけばいいのではないかなというようなことの御意見等でもございましたらお願いをしたいと思います。どなたからでも結構です。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** すみません。随意契約の話をするまでに、今、委員長の方からもあったように、業務内容というものが非常に、どういった形で業務内容を決めるかと。業務内容を決めて、それから委託をするという形なんだけれども、再度、なんかここで確認するようで申しわけないですけれども、先回の特別委員会でも、その検証の中身についてちょっと私も言わせていただいたんですけれども、やはり検証の内容という基本的な考え方というものはやはり住民投票で示した比較検討表の内容について、内容とそれから金額について検証するという形で確認を。この特別委員会として最低限度やはり住民投票で示した3点セット、さらには金額、このことをしっかりと検証していくという形でいいのかなのか、その辺についてちょっと確認をした上でやはり次のステップに進んでほしいなという思いがするものですから。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、上田委員の方から1つの問題提起をしていただいたわけですが、今の上田委員の提案について御意見等がありましたら。委員会の意思統一を図っていく上で重要だと思いますので、どなたからでも結構ですが、御意見を賜りたいと思います。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** すみません。ちょっと夏風邪ひいておまして声が出ないもんで大変お聞き苦しいかもしれませんが、基本的には上田委員が言われたそのとおりだというふうに思っております。検討会の折にも、これは第三者に委託した経過はありますけれども、経過としては大きなまた議論になってということがありました。ですから、この委員会でも方向性が出ているわけですから、ですから、20億円3点セットというような形のもので、それを検証するということだと思います。すみません。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ございますか。はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 前回の委員会で、団体意思のことがはっきりしてなかったので判断できんということで私は言いましたが、何と云うか、数と言いますかね、そういうことでこの随契という方向が出ているわけですが、今、出てきているその中身ですよ、何をじゃあ随契で出すのかという中身で、今、話を聞いていまして本当に税金を使ってそんなことをする必要あるんだろうかというのが未だに私はそこは拭えません。そんなことをやって市民が本当に許すんだろうかという、そこがすごく私にはあります。いくら数の上で、この委員会の中で多数がそういう方向で賛同されているにしたって、だからって、何でもかんでもやっていいわけではないわけで、すごく私は何の意味があるんだろうかというのが正直な気持ちです。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ありますか。はい、上紙委員。

◆**上紙光春 委員** 今、伊藤委員がおっしゃったお気持ちとしてはわからんじゃないんですけども、私は、その検証という概念がよく私自体、学術的な概念は持っていないんですけども、やっぱり前日も議論されましたようにプロポーザルで20億の範囲内で、より良いものを出していただ

くのも1つの方法じゃないかという議論もございました。けれども、せっかく山本先生に今日まで骨格を作っていたで、しかも、2回もおいでいただいてお話も聞き、なおかつ仕様書的なことも加えていただいておりますという中で、それ以上何をプロポーザルするのかということで、結局、随意契約の方がなじみがいいんじゃないかという結論になったと思うんですが。従って、その前提から私は申し上げたいと思うんですけど、20億、限りなく近づけていただくと、山本浩三先生のせっかく積み上げていただいているものを中心に、限りなく近づけていただくことは、今、上田委員がおっしゃったことと同類になると思うんですけども、けれども、次のステップを踏むために何をどうすべきかというようなこともやっぱりつけ加えて、やっぱり提案いただくという必要があると思います、次の段階になるかもしれませんが。

そうしないと、20億びた一文、100円も動いたらいけないというようなばかげた議論はないはずですし、そういう視点でせんと、また、これまでずっと長い間議論されました検討会のような、後戻りするような議論をこの特別委員会で私はすべきでないと。割と以前おっしゃったことと意味が違いますけども、もう市民の皆さんも、もうって、もうはよから、知りませんが、結構批判しておられますよ、おそらく。やっぱりこれ、もうちょっと大所高所に立った中で、やっぱり山本先生に出していただいた骨格を基本に、基本にですよ、限りなく近いということを上げた、基本にやっぱり次の基本設計に結んでいかれるようなものを出していただくという積み上げを、これを検証と言えれば検証でしょうけども、そういうやっぱりニュアンスの検証でなければいけないと思う。できるか、できんかというような検証はすべきでないというふうには私は思っていますんで、その辺の検証という言葉を使ったらいけない、言葉尻じゃないんですよ、検証でもええけども中身がそういう前に進めるような結果を積み上げをいただく、なおかつもっと仕様書的なものが必要と事務局がおっしゃるんなら、山本先生にでも、もうちょっと仕様の詳しいのを出していただだけませんかということをお願いすれば出していただけると思います。そういう基本的な考え方の検証でないと私はやっぱり堂々巡りになりますし、次のステップも踏めないというふうに考えておりますので、その辺を委員長、私はやっぱり考え方としてそうでないといけんと思っておりますんでね、意見として申し上げておきたいと思いません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、ちょっと上紙委員の方から、また提案が出たんですが、今、上田委員、それから上杉委員、そして上紙委員と3人から御意見が出ましたけど、その他の委員の方で御意見ありますか。湯口さん、どうですか。はい、お願いします。

◆湯口史章 委員 私は、基本的には、上田委員が言われた、上杉委員も同じようなことを言われましたけど、その線に沿って積み上げもしていただきながら確認をするという作業が基本だろうと思いますけどね、またそれはそれでいいんだろうと思います。それで、それができる前提というのはやはり今日まで二度にわたって山本先生の方にもおいでいただき、かつその工事の範囲というものもある程度明確にさせていただいて、それがやっとならざる諸条件が整ったということですから、それを踏まえて第三者の機関で確認をしていただきながら、次のステップに向かうということで、私はそれでいいんだろうと思います。でないと、ここで新たなものが加わる、加わらないということになりますと、これはまた、また違った線引きが出てくる可能性が

ありますのでね、私は今の時点では今日まで積み上げたことをきちっと確認をしていただくという作業で、第三者の方をお願いするという当初の考え方で、私はいいんだろうと思いますけどね。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。委員の皆さんがたのお考えを聞かせていただいております、参考人として山本さんに二度お越しをいただいているんな委員との質疑応答をやったと、その中で次はもう基本設計、あるいは実施設計のときに議論するような内容まで踏み込んでやりました。そういう形で、次の基本設計のステップに入ってもいいのではないのかと、山本さんが言われるように、3点セットはこの20億の工事費の中でできますということと二度にわたって力強く説明をされたらと、そういう形で基本設計に行って、それでまた基本設計で市庁舎整備局と専門の建築士とで話をすればまた当然数字は違ってくるんだろうというふうに思います。そういう考え方の委員の方もおられますし、やはりその3点セットが本当に20億でできるのかと、これはやはりきちっと検証しないと次の基本設計に行く段階には相ならんと、こういう2つの意見が相拮抗しておるわけですが、その中でやっぱり検証作業をするということになりますと、言えば、どこまでの資料を求めていくのかという、言えば、調査業務をしていく仕様書ですね、こういう業務をお願いをしたいということが明確にならないとやっぱり業者の方も対応できないという部分が出てくるんだろうというふうに思います。

ですので、これからは、どういう調査業務を依頼するのか、例えば、具体的な仕様書を、この中にこの項目だけはぜひとも入れて検証をしていかなければならんというようなことを議論の中身にしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。はい。上紙委員、どうぞ。

◆上紙光春 委員 委員長、仕様書的なことを我々に何が必要だかというのは大変難しい内容だろうと思うんです。だから、前回も私が申し上げましたように、先ほど、伊藤委員もお話になっていましたけども、伊藤委員がおっしゃっているのは私の気持ちは同じじゃないんですけども、やっぱり前回申し上げましたように、執行部が基本計画、基本設計につなげるためにはどういう仕様があるというふうなことを、やっぱりいろいろな角度で検討していただいて、それを、ああ、そうですかと、なるほどなというようなことで、我々に提示いただくということではないと、ここで、我々に何と何とがいらなかったというふうなことを求められても、私には知識がございませんし、そういうふうなことをやっぱり執行部も、今、羽場部長も一緒になってかんでいこうというふうにおっしゃっていただいとるわけですから、そういう方式で、どういう形の仕様書、あるいは今、山本先生からいただいている中でも、これとこれとがもうちょっと足りんがと、そうせんと外部に基本的な計画等に出してもちょっと難しいが、というふうなことをやっぱり執行部に策案していただいて、そういうふうにして、我々の方でそれを議論する必要があるなら議論していくという方向でないといけんじゃないでしょうかと思うんですけど、いかがでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、上紙委員がおっしゃったことはやっぱりいつも言っておられる、伊藤委員が言っておられるやはり今までの執行部と議会とが協調しながらお互いに議論しながら進めていくべきではないのかという、同じことを言っておられるん

だろうというふうに思います。当然、特別委員会が上げた条例案でございますから、特別委員会で1つの方向性を導き出して、それを議長の方に報告もし、議長の方から予算要求もしていただかないとならんという現実もあります。そういうことで上紙委員の意見は、よく私も副委員長も受け止めさせていただいておりますので、それはそれとしてきちっと対応させていただきたいと思いますが、やはり特別委員会の委員の皆さんがたで、今までいろんな議論してきた中でやはりその20億という3点セット、これは1つの枠がはまってるわけですし、その20億を検証していく中で、この点だけはきちっとした積算根拠みたいなものを出してもらわないといかんとそういうことをやはり契約書に書いていかないといかんと思いますので、はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 前回の特別委員会で、私どもの会派で工事費の概算、今までこの委員会で検討したものをまとめさせてもらったものを出しておりますね、それで、以前の検討会のときに、確か山本参考人山本事務所の方から県の建設協会に出したときにキャッチボールをしてすればいいんじゃないかというような話が確かあったように思っているんです。ですから、これは、1点はこの前回出たこの工事費概算、これがこの委員会の中でいろいろと議論となったものをまとめているもの、それから山本事務所に具体的な話がもしということであるならば、委託先はどこに出るか別として、そこ山本事務所あるいはその執行部サイドの中で、今後例えば本来伊藤委員の話ではないですけども、執行部サイドがこれは提案すべきもんだということであるなら、ということもあるわけですし、ですから、基本的には私は議会としてのこの仕様書のたたき台というのはこの前回出したこの工事費の概算、要するに19億9,670万とそれから計画の条件、目標、性能そのあたりのものを基本にしたらいんじゃないかなと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他ありますか。この耐震改修案の検証作業でございますけども、皆さんの意見も聞かさせていただきました。その中でやはりいずれにいたしましても、まず仕様書を作らなきゃならん。それで仕様書を作って、ただ、その業者の方にこの20億の検証をしていただきたいということで、まる投げっていうわけにもいかんわけですし、今まで特別委員会で議論してきました、あるいは山本さんの方から出された資料あるいは参考人招致で2回質疑応答等もやってきました。そういうその資料も含めて、業者の方に提出をし、そして特別委員会での今日までの議論を踏まえて、きちっと検証していただけるような体制をとらしていただけたらなというふうに思います。

ただいま日のことにはあいりませんので、次回の調査特別委員会の折に、私と委員長にお任せをいただいて1つの仕様書のたたき台を作らせて委員の皆さんがたに提案をさせていただきたいと思います。そしてその席でまた委員の皆さんの御意見をいただきながら最終的な仕様書の決定に持っていきたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。そういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとう、はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** 確認ですけども、上紙委員から先ほど御意見がありましたけれども、その執行部が絡むにしてもあくまでも検証を第三者機関に出す側は議会ってことなわけですね、執行部じゃなくて議会として出すっていう前提は変わらないということですね。

◆**橋尾泰博 委員長** 先ほどね、次長の方から検証の主体というところで説明があったかと思いま

す。先ほど次長が説明したように、市議会として耐震改修案の内容を検証するための調査業務を依頼するのが妥当であると、これが特別委員会の1つの方向性であるというふうに思っておりますので、議会の方で地方自治法第100条の2、専門的知見の活用に基づき有識者に調査業務を委託する場合は、相手が特定されるため随意契約となると、言えばこれから業者の絞り込みに入ってくるわけですが、その業者の方が本当に受けていただけるのか、いただけないのか、これもやっぱり内々の打診はしなければならんと思いますし、そういういろんな実務的な作業があるかと思えますけども、それはもう少し先のことであろうと思えますし、まず特別委員会としてどういう調査業務をするのかという仕様書の確定ができませんと業者との交渉にも入れないということになろうかというふうに思っておりますので、この点については、今回の特別委員会の方に仕様書のたたき台を皆さんがたに御提示申し上げたいとこのように思います。

検証作業についてはそのような方向でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、3番目のその他でございますけれども、先日だったでしょうか。市民の会の皆さんの方から鳥取市長ならびに鳥取市議会議長に対して要請書が出てまいっております。この要請書が、どういう内容であったのか、また鳥取市としての姿勢というか、対応についてどのようなお考え方を持っておられるのか、この点をお伺いしてみたいというふうに思います。これはどなたでしょうか。どなたが答えてもらえるのかな。はい、羽場部長。

○**羽場恭一 総務部長** はい。先日7月24日でございますか、市民の会市庁舎新築移転を問う市民の会の方から市長宛てに、失礼しました。要請書ということで提出がございました。これにつきまして、私と亀屋局長の方でお話しをお伺いをさせていただいたというところでございまして、その際には少し御意見は御意見として伺わせていただくということでこれは市長の方にもお届けしますということでございましたけども、これについて2点要請の内容がございました。1点目では行政の長として市民が選択した第2号案に基づき基本計画を早急に取りまとめるよう、市庁舎整備局に指示をすることということが1点ございましたし、2点目には基本計画を取りまとめたのち、基本設計及び実施設計の段階ではプロポーザルコンペを行うとともに、コンペの実施にあたっては公平公正を期するため県外の学術的専門家による審査を市民公開の形で行うことということの2点でございました。これにつきましては、お伺いをさせていただいたというところでございまして、私どもといたしましてはこれに対してまだ今の段階ではどうのこうのとさせていただこうというところまでの考えは、現在のところは持っておりません。こういった要請をお受けさせていただいたというところでとどまっております。以上でございます。

◆**橋尾泰博 委員長** 羽場部長、最初の要請に対するのを、もうちょっとわかりやすく説明してもらえんかな。

○**羽場恭一 総務部長** 1点目でございます。はい。1点目は基本計画を早急に取りまとめるよう市庁舎整備局に指示することということで市長の方に対しての要請でございました。これにつきましても、その場では私どもこの点につきましては市民の会の方に明確にご返事はさせていただいておりませんが、現段階といたしましては基本計画を早急に取りまとめるよう、市庁舎整備局に指示することという点につきましては、現在こういった議論がされているという

ところでございますので、これについて市庁舎整備局が、市長の方には伝えておりますけども、じゃ、市長の方からも動けということでもございませし、これ現段階では議会の方の検討が続けられておりますのでそれを踏まえた今後の動きになるというふうに理解をしておるところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。2つの要請について、まだ具体的な動きは出てないということですね。はい、ありがとうございます。それから、もう1点でございますが、先日の25日～27日まで行政視察に出てまいりました。裾野市、荒川区、江東区と3カ所柱頭免震をやっておられる施設を拝見をいたしました。この視察報告書を、8月の17日までに各委員の皆さんから提出をしていただきたいというふうに思います。はい。今日の調査特別委員会の議事日程は以上をもちまして終わりでございますけれども、委員の皆さん方の方で、御意見等があれば議題として取り上げるような案件があれば上げさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。ないようでしたら今日の特別委員会、これをもって閉会とさせていただきます。よろしいですか。はい。それでは第9回特別委員会をこれをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

**午後1時55分 閉会**

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博